

2. 基準病床数

- ・ 基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置と一定水準以上の医療の確保を目的として、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき定めるもので、同法施行規則第30条の30第1項の各号に規定される算定式により算定します。療養病床及び一般病床の基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数については県全域で定めることとされています。
- ・ また、既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、公的医療機関等については、開設・増床を許可しないことができ、その他の医療機関については、開設・増床等に関して勧告を行うことができるとされています。
- ・ 第8次計画における基準病床数については、医療法施行規則等に基づき、以下の表のとおり定めます。
- ・ なお、病床過剰地域であっても、がんや周産期疾患、救急医療、新興・再興感染症に係る病床など、各地域において更なる整備が必要な場合には、医療審議会の意見を聴き、厚生労働大臣の同意を得た上で、病床を整備することができます。

(1) 療養病床及び一般病床の基準病床数

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数 (R5. 4. 1 時点)
熊本・上益城	10,989	12,438
宇城	701	943
有明	1,193	1,509
鹿本	467	628
菊池	1,525	1,527
阿蘇	296	660
八代	1,414	1,620
芦北	454	836
球磨	809	1,094
天草	880	1,835
合計	18,728	23,090

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

病床種別	基準病床数	既存病床数 (R5. 4. 1 時点)
精神病床	6,812	8,689
結核病床	21	69
感染症病床	44	44